

建設・上下水道関係

<p>件名</p>	<p>街灯設置要望について</p>
<p>内容</p>	<p>北千葉道路（464号）を鎌ヶ谷方面から印西方面へ向かい、ベリーフィールド方面に向かう交差点を左折して、セブンイレブン白井ベリーフィールド店までの約700m区間の歩道に街灯を設置していただけるようお願い申し上げます。</p> <p>当該道路は、新鎌ヶ谷駅を利用する西白井ベリーフィールド地区の住民にとって必要不可欠な生活道路です。学生や子ども、女性も多く歩道を利用していますが歩道に街灯がほとんどなく大変危険です。</p> <p>＜設置を要望する理由＞</p> <p>①暗いため、歩行者や自転車がぶつかりそうになる場面が頻繁にみられます。特に雨の日など。</p> <p>②一方が草むらになっているため、暗いことが防犯上問題です。</p> <p>③当該道路は、一部区間が坂道になっています。自転車で下る場合、どうしても速度が出てしまいますが、街灯がないと路面の状況がわからず走行上、危険です。</p> <p>何卒、早急に街灯を設置するようお願い申し上げます。</p>
<p>回答</p>	<p>市長への手紙をいただきありがとうございます。</p> <p>また、日頃より市政への御理解、御協力を賜りありがとうございます。</p> <p>お寄せいただきました市長への手紙について回答させていただきます。</p> <p>防犯灯の新規設置につきましては、白井市防犯灯設置等に関する要綱（以下「要綱」）に基づき行っており、設置にあたっては設置場所周辺の住民の理解等が必要であることから、各自治会で意見等を取りまとめの上、毎年度11月末までに要望書の提出をしていただいております。</p> <p>また、各自治会から提出いただいた要望箇所については、とりまとめて現地確認を行い、要綱の設置基準に基づき設置の必要性を判断したうえで予算の範囲内で設置を行っているところです。</p> <p>今回御要望いただいた箇所については現地確認をし、御指摘のとおり防犯灯が少ないことを確認しましたが、先に述べましたとおり、防犯灯の新規設置につきましては、各自治会から要望書を提出していただきますよう御理解と御協力をお願いいたします。</p> <p>なお、要望書等につきましては市ホームページ  （<a href="https://www.city.shiroi.chiba.jp/soshiki/kankyo/k06/dor001/dor008/dor010/9216.html">https://www.city.shiroi.chiba.jp/soshiki/kankyo/k06/dor001/dor008/dor010/9216.html</a>）に掲載しておりますので、御確認いただき御不明な点などにつきましては、道路課へ御連絡をいただきますようお願いいたします。</p> <p>（関係課：道路課）</p>

件 名	建ぺい率の見直しについて
内 容	<p>プリスタ駐車場に屋根を設置したいと考えておりますが、建ぺい率の問題から前に進みません。</p> <p>近年激増しているゲリラ豪雨や大雪などの際にも住民が日常生活を守るためにも屋根付きの駐車場を設けて車が使用できる状況を確認することが重要且つ必要となっております。是非、柔軟な見直しをお願いしたいと思っております。</p>
回 答	<p>市長への手紙をいただきありがとうございます。</p> <p>また、日頃より市政への御理解、御協力を賜りありがとうございます。</p> <p>お寄せいただきました市長への手紙について回答させていただきます。</p> <p>都市計画法では、計画的な市街地を形成するため、土地利用について用途地域の制度を定めています。これは、都市全体にわたる都市機能の配置及び密度構成の観点から一定のまとまりをもった区域ごとに建物の用途や建ぺい率などを指定することにより望ましい市街地を誘導していくものです。</p> <p>このことから、用途地域や建ぺい率などの変更については、市全体の土地利用を勘案して行うものであり、個々の土地利用を調整するために行うことは基本的にはできませんので御了承ください。</p> <p>また、プリスタの所在地（カワチ側道路沿いを除く。）については、良好な中高層住宅地の形成を図る地域として用途地域を第一種中高層住居専用地域、建ぺい率を60%に指定していますが、第一種中高層住居専用地域の建ぺい率は、建築基準法により30%から60%の間で指定することとされており、現行以上の建ぺい率を定めることはできない状況ですので、御理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>（関係課：都市計画課）</p>

件 名	市内公園の利用等について
内 容	<p>市内公園の利用等について2点ほど意見をお伝えします。</p> <p>現在、市内公園の看板に球技禁止の記載がありますが、球技とボール遊びの違いが、わからない方も多いのではないかと思いますので、1点目に表記方法を変更した方がよいかと思います。</p> <p>2点目に、七次第一公園や木戸公園のように広い敷地の公園にテニスコートを設けているように球技をする場所を公園内に区画するなどし、みんなが気兼ねなく利用できる公園等の環境を作っていただきたいと思います。</p>
回 答	<p>市長への手紙をいただきありがとうございます。</p> <p>また、日頃より市政への御理解、御協力を賜りありがとうございます。</p> <p>お寄せいただきました市長への手紙について回答させていただきます。</p> <p>看板に記載されているイラスト（ピクトグラム）については、公園でのルールとマナーを分かりやすくするため、イラスト下に注意書きを一言記しています。</p> <p>御指摘のありました公園を利用するルールやマナーの詳細については、看板の表記へ反映させることが難しいため、表記方法の変更は考えておりませんが、看板設置に伴い、市ホームページに『ボール遊び』と『球技』についての解釈を掲載しております。</p> <p>今後も公園を利用する皆様へ広く周知できるよう、周知方法について検討してまいります。</p> <p>次に、既存の公園に球技をする場所を設置することについては、他からも御意見をいただいているところですが、フェンス等により周囲を囲うなど他の利用者への制限が生じてしまうことや、今後の公園のあり方などの整理が必要となります。</p> <p>また、本年度より公園施設長寿命化計画に基づき、既存の老朽化した遊具や公園施設の修繕、更新等に取り組むこととしており、新たな施設整備については予定しておりません。</p> <p>市といたしましては、いただいた御意見などを参考にしながら、今後も利用しやすい公園環境づくりに努めてまいりますので御理解くださるようお願いいたします。</p> <p>（関係課：都市計画課）</p>